

ソーシャルメディアの利用及び運営に関するガイドライン

このガイドラインは、会員（以下、大分商工会議所青年部会員のことを指す。）のソーシャルメディア利用に関する考え方や会員に対するお願いを示すことにより、大分商工会議所青年部（以下「青年部」という。）としてソーシャルメディアを適切な管理の下で利用すること、及び青年部にソーシャルメディアを介して不利益が生じないようにすることを図り、もって青年部がソーシャルメディアを有意義に活用することを目的としています。

1 基本原則

会員は、ソーシャルメディアを利用するにあたり、自分が発信された情報を他者（以下、情報の発信者を除く全ての者を指す）が閲覧可能であること、及び他者が会員によって発信された情報を青年部が発信した情報であると考えられる可能性に留意し、ソーシャルメディアを適正に利用してください。

2 ソーシャルメディアの定義

このガイドラインにおいて、ソーシャルメディアとは、インターネットサービスを利用して、文字、音声、映像その他の情報を、不特定多数の第三者と交換することができる媒体をいいます。

例 ブログ、ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ等

3 注意事項

会員は、ソーシャルメディアを利用して、正当な理由なく、次に掲げる事項をしないよう注意してください。

- (1) 他者の肖像権、著作権、その他の権利を侵害するなど関係法令に照らして違法又は不当な言動を行うこと
- (2) 会員に適用される大分商工会議所又は青年部の規約並びに会員の職務及び情報の取扱いに関する規定に違反する言動を行うこと。
- (3) 人種、思想及び信条等に関する差別的な言動を行うこと
- (4) 真偽不明であることを明らかにせずに、真偽不明の情報を発信すること
- (5) 攻撃的、侮蔑的その他の他者を不快にさせる言動を行うこと
- (6) 会員が職務上知り得た秘密を発信すること
- (7) 公序良俗に反する言動を行うこと
- (8) 前記(1)ないし(7)の言動を助長する言動を行うこと

4 お願い

会員は、ソーシャルメディアを利用するにあたり、次に掲げる事項に努めてください。

- (1) 正確な情報を発信すること
- (2) 他者を誤解又は誤信させうる情報を発信した場合、情報の削除、訂正その他の誤解又は誤信を解消する措置をとること
- (3) 他者の権利を侵害する情報又は他者を不快にさせる情報を発信した場合、情報の削除、訂正、謝罪その他の侵害状態を解消し、又は不快感を除去する措置をとること
- (4) 他者が会員に対して発信した情報が前記(3)又は(4)にいう情報に該当する場合であっても、冷静に対応すること

5 公式アカウントの利用

- (1) 会員は、ソーシャルメディアの利用にあたり、青年部の公式アカウントを取得する場合、青年部に対しアカウント名等の情報を通知してください。
- (2) 会員は、公式アカウントを利用する場合、公式アカウントを利用して発言していることを他者が確認できるよう配慮してください。

6 青年部による措置

- (1) 青年部は、前記1，3ないし5に照らして、ソーシャルメディアを利用した会員の言動が不適当な言動であると判断した場合、当該会員に対して、当該言動に関する削除要請，注意，警告，削除その他の適切な措置をとることとします。
- (2) 会員は、前記(1)に基づく青年部の措置に、協力してください。
- (3) 青年部は、青年部及び会員に対する会員以外の者の言動が仮に会員により行われた言動であれば前記3ないし5に照らして不適当な言動に該当すると判断した場合、前記(1)の措置をとることとします。

付則

本ガイドラインは平成28年6月6日から施行します。